



武雄市公告第 39 号

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年7月13日

武雄市長 小 松 政



1 概要

(1) 業務名

武雄市ふるさと納税推進事業業務

(2) 業務内容

「武雄市ふるさと納税推進事業業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約の締結の日から令和6年3月31日まで

2 事業者選定方式

本市に「武雄市ふるさと納税推進事業業務委託公募型プロポーザルに係る選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、本業務委託に最も適していると認められる受託候補者(1事業者)を選定する。

選定は、第1次審査で書面審査を行う。第1次審査を合格したものにおいて、第2次審査のプレゼンテーションによる審査を行う。

3 スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和5年7月13日(木)
質問票提出期限	令和5年7月19日(水)午後5時まで
質問票回答期限	令和5年7月21日(金)
参加表明書提出期限	令和5年8月7日(月)正午まで
提案書等提出期限	令和5年8月14日(月)午後5時まで
第1次審査(書面審査) ※応募が3者以下の場合は省略	令和5年8月25日(金)
第1次審査結果通知 ※応募が3者以下の場合は省略	令和5年8月25日(金)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和5年8月30日(水)
審査結果の通知	決定後通知予定

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

4 参加資格等

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象となる契約案件についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年訓令第3号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けたものを除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) その他選定委員会が必要と認めた要件を満たしていること。

5 参加表明の手続き

参加希望者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

(1) 提出書類・必要部数

- | | |
|--|----|
| ア 様式1 「参加表明書」 | 1部 |
| イ 様式2 「秘密保持誓約書」 | 1部 |
| ウ 任意様式「同種・類似事業の実績が分かる書類(実績報告書)」 | 1部 |
| エ 任意様式「会社概要」 | 1部 |
| オ 直近3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)等決算状況が確認できる書類 | |
| カ 納税証明書の写し(※) | 1部 |

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの。

なお、ア～オの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参すること。

イ 提出窓口

末尾記載の「11 問い合わせ先」の窓口とする。

(3) 提出期間及び受付時間

ア 提出期間

令和5年8月7日(月)正午まで(ただし土、日、祝日を除く。)

イ 受付時間

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで

6 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問票(様式3)」(以下「質問票」という。)に記入し、下記要領にて提出すること。

- (1) 提出期限は、令和5年7月19日(水)午後5時必着とする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて「11 問い合わせ先」のアドレスへ電子メールで提出すること。送信に当たっては、表題を「武雄市ふるさと納税推進事業業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

7 提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

- (1) 提出期限は、令和5年8月14日(月)午後5時までとする。(郵送の場合は必着)
- (2) 提出する提案は1案とし、持参又は書留郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。
- (3) 提案書等は、次の全ての項目を満たすものとする。
 - ア 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
 - イ 本編は任意様式(A4版、横書き、両面印刷、枚数不問)とする。なお、図・表などはA3版折込も可とする。
 - ウ 文字は、11ポイント以上を使用すること。
 - エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
 - オ 提出部数は正本1部、副本7部とする。
 - カ 表紙は、「武雄市ふるさと納税推進事業業務委託プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。
- (4) 見積書は、次の全ての項目を満たすものとする。
 - ア サイズはA4版とし、様式は任意とする。
 - イ 提出部数は、正本1部、副本7部とする。

ウ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。

8 審査

(1) 1次審査

ア 概要

提案書等の提出があった全事業者について、書面による審査を行う。
ただし、応募が3者以下である場合には、審査を省略する。

イ 結果通知

令和5年8月25日（金）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

ウ 結果に関する問い合わせ

1次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては事前に電話連絡のうえ持参すること。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

1次審査を通過した全事業者に対し、プレゼンテーションによる2次審査を行う。
プレゼンテーション参加人数は1事業者あたり4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び実務を主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

なお、プレゼンテーション審査における使用機器は参加事業者において、審査会場、スクリーン、プロジェクターは市においてそれぞれ手配する。

(3) 審査結果

ア 受託候補者、及び次点受託候補者の決定

審査委員による審査の結果を市長に報告し、武雄市ふるさと納税推進事業業務委託に係る受託候補者、及び次点受託候補者を決定する。

イ 審査結果の通知

前項目の決定に基づき、速やかに2次審査（プレゼンテーション審査）に参加した事業者に審査結果を通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1

週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては事前に電話連絡のうえ持参すること。

9 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領の「3 参加資格」を満たさなくなった場合。
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、本業務委託に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (5) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (6) 提出された書類は、武雄市情報公開条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 11 号）に基づく開示が実施されることがある。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 市が定める採点基準に満たない場合は失格とする。
- (9) 本プロポーザルの詳細については、「武雄市ふるさと納税推進事業業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」で定め、本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

11 問い合わせ先

窓 口：武雄市企画部企画政策課 担当：野田・西村

住 所：〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電 話：0954-23-9325（直通） Fax：0954-23-3816

E-Mail：kikaku@city.takeo.lg.jp